

神交総発第176号
令和3年3月8日

神奈川県くらし安全防災局
くらし安全部くらし安全交通課長 殿

神奈川県警察本部
交通部交通総務課長

自転車幼児用座席に関する年齢制限緩和の周知について（依頼）

平素から交通警察をはじめ警察行政全般にわたり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことを厚くお礼を申し上げます。

さて、令和2年3月に一般財団法人製品安全協会が策定する「自転車幼児用座席のSG基準」の適用年齢が、「幼児」から「小学校就学の始期に達するまでの者」に改められ、全国的に自転車幼児用座席に乗車させることができる者の年齢制限を緩和する情勢となりました。

これを受け、当県においても神奈川県道路交通法施行細則を改正して同年齢制限を「幼児」（6歳未満）から「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、本年4月1日に施行することといたしました。

つきましては、県交通安全対策協議会構成団体等に対して別添のチラシを配布していただくなど、改正内容の周知に御協力をいただきますようお願いいたします。

（連絡先）

神奈川県警察本部交通部
交通総務課 安全係
担当 田口、川上（045-211-1212 内線5083）